災害・オウム対策調査特別委員会
情報連絡

令和５年３月１６日

情報連絡事項　頁

１　公安調査庁によるアレフに対する再発防止処分の請求について・・・・・・・・　２

２　足立区防災アプリの登録状況及び災害ポータルサイトの自動翻訳言語数の増加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　災害協定の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

４　令和４年度足立区震災対応図上訓練の実施結果について・・・・・・・・・・・１２

５　令和４年中の足立区内の火災件数等（速報値）について・・・・・・・・・・・１４

６　コミュニティタイムライン策定地区における情報伝達訓練の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

７　【追加】地上デジタル放送波を活用した防災無線伝達〔ＩＰＤＣ技術〕の説明会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

８　【追加】防災無線テレホン案内の新電話番号について・・・・・・・・・・・・２０

（危機管理部）

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**公安調査庁によるアレフに対する再発防止処分の請求について**
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内　　容	団体規制法に基づく公安調査庁のアレフに対する再発防止処分の請求について、次のとおり報告する（公安調査庁発表資料より）。 **１　請求日** 令和５年１月３０日（月） 公安調査庁から公安審査委員会に請求 **２　請求の内容** （１）アレフが所有又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分 →　１３施設の施設内の収益事業の事業所たる作業場所及び道場等の使用禁止 （２）金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分 →　布施等の受領の禁止 **３　処分期間** ６か月間 **４　請求の理由** （１）アレフが観察処分の期間更新決定を受けている団体であること。 （２）構成員の氏名・住所、収益事業の資産等、報告すべき事項の一部を報告していないこと（公安調査庁からの再三にわたる指導にも応じていない）。 （３）無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められること。 **５　その他** 公安調査庁による再発防止処分の請求は、令和３年１０月に続き２回目。前回は、報告していなかった報告書をアレフが提出したことにより、請求を撤回している。
問　題　点 今後の方針	今後も情報収集に努めていく。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**足立区防災アプリの登録状況及び災害ポータルサイトの自動翻訳言語数の増加について**
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課

内　　容

令和４年４月１日から本格稼働を開始した防災アプリのダウンロード登録状況及び災害ポータルサイトの自動翻訳言語数の増加について、次のとおり報告する。

１　防災アプリ登録数目標

令和４年度で３万件のダウンロードを目標とし、今後も引き続き啓発などに努める。

２　防災アプリの現状と今後の啓発

（１）現在の登録数（令和４年４月１日～令和５年２月２８日）

端末	件数	合計
iPhone	11,955 件	23,138 件 目標達成率 (77.1%)
Android	11,183 件	

【参考】
旧アプリ「防災ナビ」が現在も端末で使用できる数

端末	件数
iPhone	カウントなし
Android	1,263 件

（２）今後の啓発

- 各避難所の避難所運営会議訓練での参加へ周知
- あだち広報（５月１０日号）防災特集号（予定）
- Twitter や Facebook などＳＮＳの活用
- 各防災講演会での周知啓発
- 各防災イベントでの周知啓発

代表的な防災普及啓発イベント

４月	千本桜まつり
９月	アリオ西新井での啓発イベント
１１月	総合防災訓練
３月	アリオ西新井での啓発イベント

３　災害ポータルサイトの自動翻訳言語数の増加について

「災害ポータルサイト」自動翻訳言語数を１０８言語から１２１言語に増加した（令和５年３月）。今後も区ホームページに合わせ段階的な増加を予定している。

問題点 今後の方針	区民へ災害時の備えを促す中で、災害ポータルサイト及び防災アプリについての周知を引き続き行っていく。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**災害協定の締結について**
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課
内　　容	災害協定ならびに確認書を締結したので、次のとおり報告する。 **１　広域避難先としての施設利用に関する協定** （１）締結先（１０者協定） ［名　称］東京都 ［所在地］東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 ※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定 （２）協定締結日 令和５年２月２日 （３）対象施設 ア　東京ウィメンズプラザ（渋谷区神宮前５－５３－６７） イ　東京文化会館　（台東区上野公園５－４５） ウ　東京都美術館　（台東区上野公園８－３６） エ　東京芸術劇場　（豊島区西池袋１－８－１） （４）協定概要 都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。 ・　施設利用における要請方法 ・　施設の利用期間 ・　広域避難先の開設及び運営方法 ・　施設利用にかかる費用負担 **２　広域避難先としての施設利用に関する細目協定** （１）締結先（１０者協定） ［名　称］独立行政法人日本スポーツ振興センター ［所在地］東京都港区北青山二丁目８番３５号 ※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定 （２）協定締結日 令和５年３月１６日 （３）対象施設 ア　国立スポーツ科学センター　（北区西が丘３－１５－１） イ　ナショナルトレーニングセンター（北区西が丘３－１５－１） ウ　西が丘サッカー場　（北区西が丘３－１５－１） エ　国立代々木競技場　（渋谷区神南２－１－１）

（４）協定概要

都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。

・　施設利用における要請方法
・　施設の利用期間
・　広域避難先の開設及び運営方法
・　施設利用にかかる費用負担

３　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１１者協定）

［名　称］株式会社東京ビッグサイト
［所在地］東京都江東区有明三丁目１１番１号

※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１１者協定

（２）協定締結日

令和５年３月１６日

（３）対象施設

ア　東京ビッグサイト　（江東区有明３－１１－１）
イ　東京ファッションタウンビル（江東区有明３－６－１１）
ウ　タイム２４ビル　（江東区青海２－４－３２）
エ　有明パークビル　（江東区有明３－７－１１）

（４）協定概要

都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。

・　施設利用における要請方法
・　施設の利用期間
・　広域避難先の開設及び運営方法
・　施設利用にかかる費用負担

４　広域避難先としての施設利用に関する協定

（１）締結先（１１者協定）

［名　称］東京都
［所在地］東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１１者協定

（２）協定締結日

令和５年３月１６日

（３）対象施設

ア　駒沢オリンピック公園総合運動場　（世田谷区駒沢公園１－１）
イ　東京体育館　（渋谷区千駄ヶ谷１－１７－１）
ウ　東京都多摩障害者スポーツセンター（国立市富士見台２－１－１）
エ　有明テニスの森公園　（江東区有明２－２－２２）

（４）協定概要
都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。
- 施設利用における要請方法
- 施設の利用期間
- 広域避難先の開設及び運営方法
- 施設利用にかかる費用負担

５　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１０者協定）
［名　称］学校法人中央大学
［所在地］東京都八王子市東中野７４２番１号
※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定

（２）協定締結日
令和５年３月１６日

（３）対象施設
中央大学後楽園キャンパス（文京区春日１－１３－２７）

（４）協定概要
都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。
- 施設利用における要請方法
- 施設の利用期間
- 広域避難先の開設及び運営方法
- 施設利用にかかる費用負担

６　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１０者協定）
［名　称］学校法人上智学院
［所在地］東京都千代田区紀尾井町７番１号
※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定

（２）協定締結日
令和５年３月１６日

（３）対象施設
上智大学四谷キャンパス（千代田区紀尾井町７－１）

（４）協定概要
都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。
- 施設利用における要請方法
- 施設の利用期間
- 広域避難先の開設及び運営方法
- 施設利用にかかる費用負担

	７　広域避難先としての施設利用に関する細目協定 （１）締結先（１１者協定） ［名　称］学校法人早稲田大学 ［所在地］東京都新宿区戸塚町一丁目１０４番地 ※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１１者協定 （２）協定締結日 令和５年３月１６日 （３）対象施設 早稲田大学（新宿区西早稲田１－６－１） （４）協定概要 都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。 ・　施設利用における要請方法 ・　施設の利用期間 ・　広域避難先の開設及び運営方法 ・　施設利用にかかる費用負担 **８　広域避難先としての施設利用に関する細目協定** （１）締結先（１１者協定） ［名　称］学校法人学習院 ［所在地］東京都豊島区目白一丁目５番１号 ※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１１者協定 （２）協定締結日 令和５年３月１６日 （３）対象施設 学習院創立百周年記念会館（豊島区目白１－５－１） （４）協定概要 都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。 ・　施設利用における要請方法 ・　施設の利用期間 ・　広域避難先の開設及び運営方法 ・　施設利用にかかる費用負担 **９　広域避難先としての施設利用に関する細目協定** （１）締結先（１１者協定） ［名　称］学校法人法政大学 ［所在地］東京都千代田区富士見二丁目１７番１号 ※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１１者協定 （２）協定締結日 令和５年３月１６日

（３）対象施設
　ア　市ヶ谷キャンパス（千代田区富士見２－１７－１）
　イ　小金井キャンパス（小金井市梶野町３－７－２）
　ウ　多摩キャンパス　（町田市相原町４３４２）
（４）協定概要
　都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。
- 施設利用における要請方法
- 施設の利用期間
- 広域避難先の開設及び運営方法
- 施設利用にかかる費用負担

10　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１０者協定）
　［名　称］学校法人立教学院
　［所在地］東京都豊島区西池袋三丁目３４番１号
※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定
（２）協定締結日
　令和５年３月１６日
（３）対象施設
　立教大学（豊島区西池袋３－３４－１）
（４）協定概要
　都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。
- 施設利用における要請方法
- 施設の利用期間
- 広域避難先の開設及び運営方法
- 施設利用にかかる費用負担

11　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１０者協定）
　［名　称］株式会社東京国際フォーラム
　［所在地］東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定
（２）協定締結日
　令和５年３月１６日
（３）対象施設
　東京国際フォーラム（千代田区丸の内３－５－１）
（４）協定概要
　都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。

・　施設利用における要請方法
・　施設の利用期間
・　広域避難先の開設及び運営方法
・　施設利用にかかる費用負担

12　広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（１）締結先（１０者協定）

［名　称］独立行政法人国際協力機構東京センター

［所在地］東京都渋谷区西原二丁目４９番５号

※　上記締結先と足立区を含む避難元自治体（台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）との１０者協定

（２）協定締結日

令和５年３月１６日

（３）対象施設

国際協力機構東京センター（渋谷区西原２－４９－５）

（４）協定概要

都が広域避難先として確保した上記施設を大規模水害時に利用するにあたり、以下の事項について定める。

・　施設利用における要請方法
・　施設の利用期間
・　広域避難先の開設及び運営方法
・　施設利用にかかる費用負担

13　災害時における被災建築物の解体撤去等への協力に関する協定

（１）締結先

［名　称］光建興業株式会社

［所在地］東京都足立区堀之内一丁目２番１１号

（２）協定締結日

令和５年１月１６日

（３）協定概要

災害時において、以下の事項について協力を要請する。

ア　被災建築物の解体撤去業務
イ　道路上の障害物の除去活動業務
ウ　災害廃棄物の運搬業務

14　災害時における介護・障がい福祉サービス等利用者の安否確認と避難誘導及び福祉避難所における支援の提供に関する協定

（１）締結先

［名　称］株式会社たいと

［所在地］東京都足立区中央本町四丁目１１番１３号
フェニックスヤナギダＡ館１０２

（２）協定締結日

令和５年１月１６日

（３）協定概要

災害時において、介護サービス及び障がい福祉サービス等利用契約を締結している区内の利用者の安否確認等を行う。

15　災害時における介護・障がい福祉サービス等利用者の安否確認と避難誘導及び福祉避難所における支援の提供に関する協定

（１）締結先

［名　称］株式会社山王介護センター

［所在地］東京都港区赤坂二丁目１０番１６号

（２）協定締結日

令和５年２月７日

（３）協定概要

災害時において、介護サービス及び障がい福祉サービス等利用契約を締結している区内の利用者の安否確認等を行う。

16　災害時における介護・障がい福祉サービス等利用者の安否確認と避難誘導及び福祉避難所における支援の提供に関する協定

（１）締結先

［名　称］株式会社リアンクリエイト

［所在地］東京都足立区六町二丁目７番１６号

（２）協定締結日

令和５年３月１日

（３）協定概要

災害時において、介護サービス及び障がい福祉サービス等利用契約を締結している区内の利用者の安否確認等を行う。

17　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

（１）締結先

［名　称］株式会社ジェイコム東京 足立局

［所在地］東京都足立区綾瀬二丁目２８番6号

（２）協定締結日

令和５年３月１日

（３）協定概要

災害発生時に協定締結先の社員及び関係者による応急措置の業務への対応（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条の規定に基づく）や車両等の提供について、協力を要請することができる。

18　災害時における被災建築物の解体撤去等への協力に関する協定

（１）締結先

［名　称］株式会社ユース産業

［所在地］東京都足立区竹の塚二丁目３２番１７号

（２）協定締結日

令和５年３月１３日

	（３）協定概要 　災害時において、以下の事項について協力を要請する。 ア　被災建築物の解体撤去業務 イ　道路上の障害物の除去活動業務 ウ　災害廃棄物の運搬業務 **19　災害時における電力供給（外部給電）に関する協定** （１）締結先 ［名　称］東京二十三区清掃一部事務組合 ［所在地］東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号 （２）協定締結日 令和５年３月２７日 （３）協定概要 　災害時において、災害対応業務における電力確保を円滑に実施するため、足立清掃工場に設置する外部供給電源盤から足立区立西保木間小学校へ電力供給を行う。
問　題　点 今後の方針	本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて防災訓練等への参加を促していく。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**令和４年度足立区震災対応図上訓練の実施結果について**
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課
内　　容	令和４年度足立区震災対応図上訓練について、東京都と合同で実施したため、次のとおり報告する。 **１　実施日時** 令和５年１月２０日（金）午前１０時から午後４時（情報収集指令室のみ） ※　各部は、午後１時３０分から午後４時まで実施 **２　実施場所** 災害対策本部室（中央館８階）、情報収集指令室（南館７階）、各部執務室等 **３　訓練参加人数** ２４１名（関係機関からのリエゾン含む） ※　リエゾンとは、災害時に各機関から派遣される情報連絡員のこと **４　訓練参加機関（リエゾン）** 東京都、区内４警察署、区内３消防署、陸上自衛隊 **５　訓練想定（東京都と同一想定）** （１）令和４年５月の新たな被害想定である、都心南部直下地震（Ｍ７．３）にて足立区内の大部分が震度６強以上を観測 （２）地震発生４８時間後から５４時間までの応急対策業務 （３）人命救助や他機関からの人材・物資の受入れや第二次（福祉）避難所の順次開設、第一次避難所での避難者生活の対応、災害対策本部会議の開催 **６　新たな取組み（別紙参照）** （１）庁内が連携した訓練 部に入ってきた情報や対応の依頼を関係する部署へ展開、要請した。 （２）庁外の関係機関と連携した訓練 各リエゾン（情報連絡員）を介して、情報収集指令室（危機管理部）と都や各署などの「関係機関の本部」との間で情報共有や被害等への対応要請を依頼 （３）災害情報システムなどのデジタル機器を活用した訓練 区災害情報システム、都ＤＩＳ、物資・調達システム、電子ホワイトボードを活用し、全庁や関係機関に対してリアルタイムで情報共有を図った。 **７　訓練成果等** （１）今まで行っていた部内完結の訓練と比べ、庁内全部署や関係機関と連携した訓練を行ったことで、災害時に即した庁内への情報共有や部同士の連携、関係機関との被害共有などの手順を確認することができた。 （２）災害時に生じる各部間の要請や情報共有、関係機関からの対応方針への助言や対応要請などに対する職員の応急対策業務及び防災知識の向上を図れた。 （３）今後、各部や関係機関から課題・問題点を集約して課題解決を図る。
問題点 今後の方針	・　年度内までに訓練参加部署や関係機関から課題や反省点の抽出を行う。 ・　本訓練の課題に対し、次年度は効果的かつ定期的な訓練を企画して解決を図る。

別 紙

【庁内が連携した訓練イメージ】

【福祉部と総務部の連携例】

（福祉部への状況付与）
●●避難所で食料不足が生じています。食料、〇〇食の手配をお願いします。

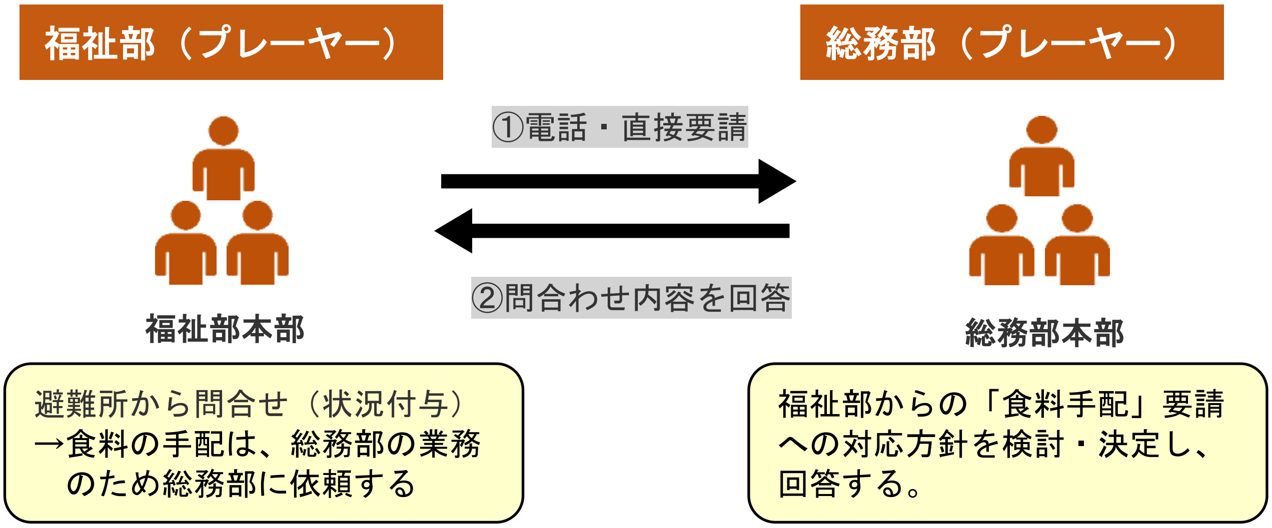

【庁外の関係機関と連携した訓練イメージ】

【関係機関（リエゾン）との連携例】

（総務部への状況付与）
協定先へ食料等の調達を行っていますが、対応が難しいと言われています。
区での調達が難しいため、**東京都に物資要請**の連絡をお願いします。

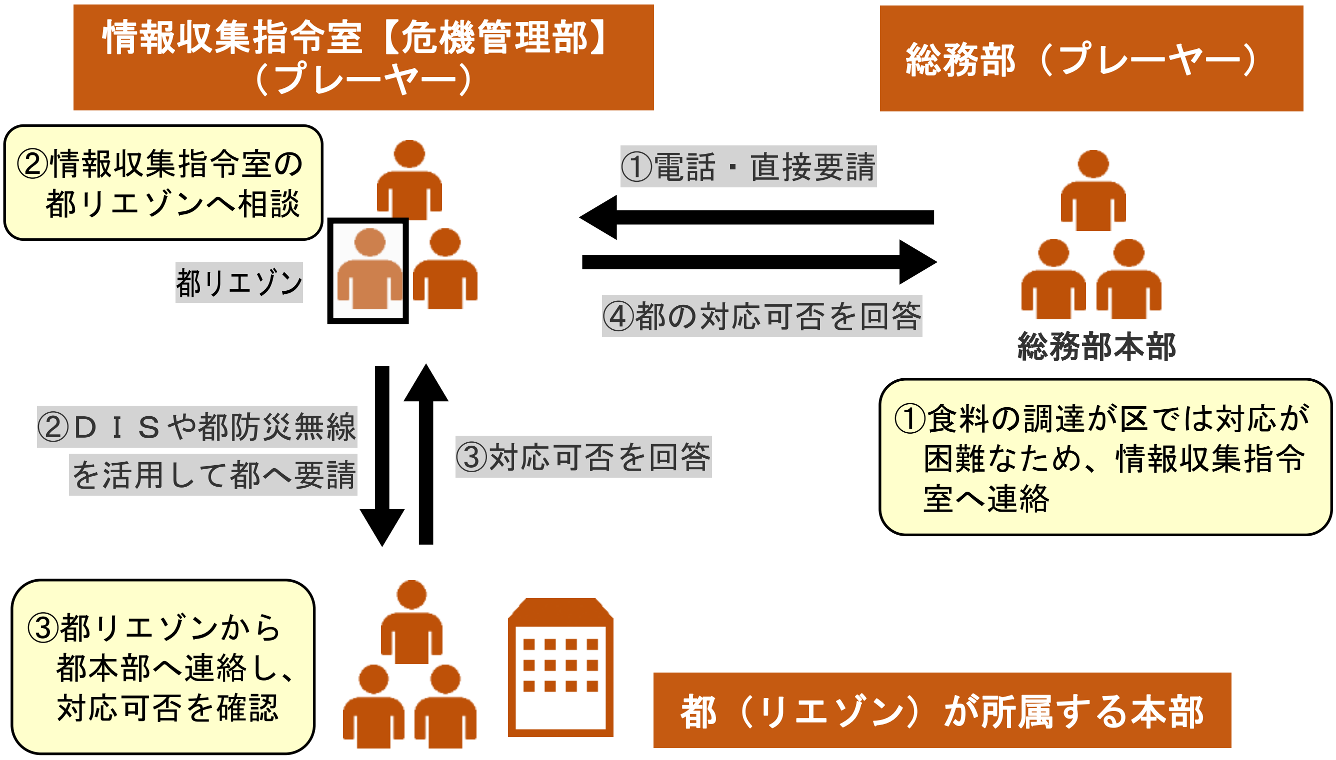

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	令和４年中の足立区内の火災件数等（速報値）について
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課

内　　容

1　足立区内の火災件数及び焼損床面積等

項　　目	令和４年累計	令和３年累計	前年比
総　件　数	138	174	△ 36
建　　物	105	114	△ 9
車　　両	6	8	△ 2
そ　の　他	27	52	△ 25
焼損床面積（㎡）	1,262	743	519
死　者（自損は除く）	5	1	4
傷　　者	26	28	△ 2

2　区内消防署別状況

	足立区全体	千住消防署	足立消防署	西新井消防署
火災件数	138件(−36)	32件(＋5)	58件(−21)	48件(−20)
焼損床面積	1,262㎡(+519)	91㎡(−79)	595㎡(+12)	576㎡(+428)

※（　）内は対前年増減数

3　２３区比較

	１位	２位	３位	３位	５位
火災件数	港区	新宿区	世田谷区	大田区	江戸川区
令和４年中	199件	181件	173件	173件	160件
令和３年中（順位）	216件（1位）	199件（2位）	196件（3位）	175件（4位）	148件（7位）

	１位	２位	３位	４位	５位
焼損床面積	墨田区	**足立区**	葛飾区	品川区	練馬区
令和４年中	2,460㎡	**1,262㎡**	1,169㎡	757㎡	636㎡

※　足立区の火災件数は、138件で第８位（令和３年中は174件で第５位）

※　足立区の令和３年中の焼損床面積は、794㎡で第４位

4　出火原因の状況

	１位	２位	３位
足　立　区	放火・放火の疑い 30件（21%）	たばこ 17件（12%）	ガステーブル等 16件（11%）
東京消防庁	放火・放火の疑い 596件(15%)	たばこ 571件(14%)	ガステーブル等 331件(8%)

5　足立区内の火災件数、放火件数及び焼損床面積の推移

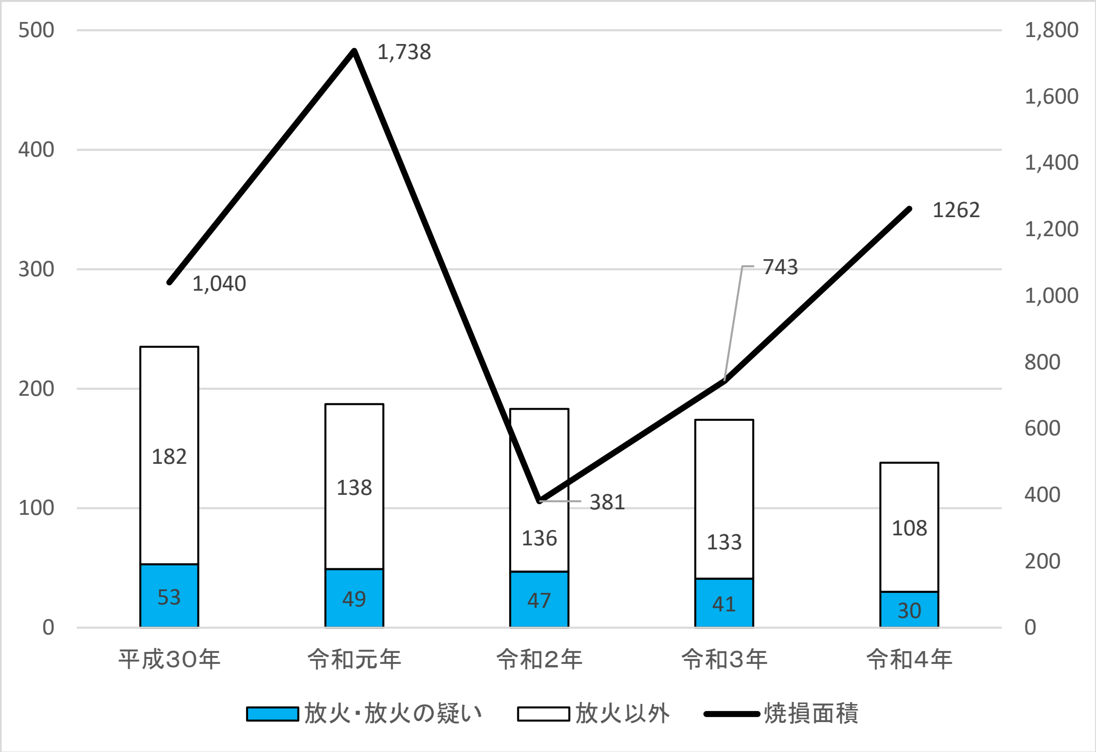

6　足立区内の放火火災発生状況

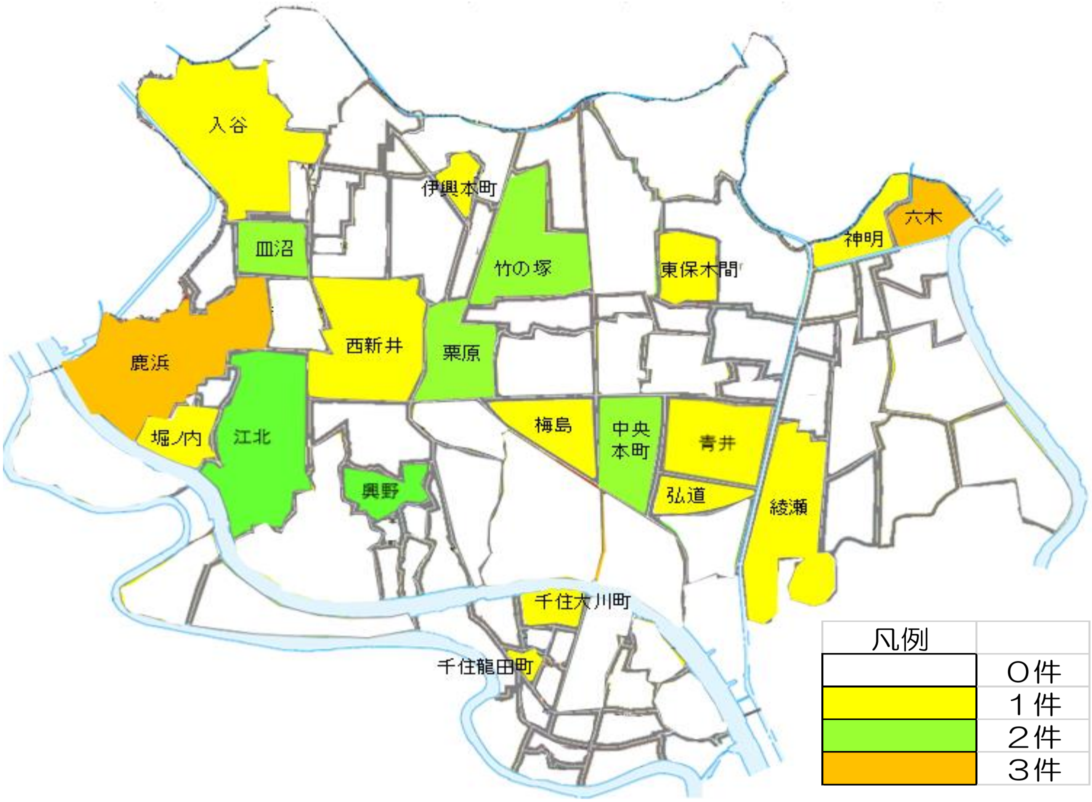

※　令和４年中の数値は速報値であり、数値に変動が生じる場合がある。

7　区の取組み

本年１月に火災が多く発生したことを受け、Ａメール、防災アプリ、足立区公式ＬＩＮＥにて出火防止対策や放火対策などの啓発を図った。

問題点 今後の方針	区内３消防署と引き続き火災情報等の共有を図り、被害の未然防止に努める。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**コミュニティタイムライン策定地区における情報伝達訓練の結果について**
所管部課名	総合防災対策室　災害対策課、調整担当課

内　　容

これまでにコミュニティタイムラインを策定支援した地区に対し、情報伝達訓練の実施結果を次のとおり報告する。

１　訓練日

令和５年２月１８日（土）

２　訓練スケジュール

	時間	内容
訓練１	午前１０時	メール等による情報伝達（９０名）
訓練２	午後２時 ～３時３０分	Ｗｅｂ会議を利用した情報伝達 （情報共有会議）

<参考>訓練イメージ図

【訓練１】

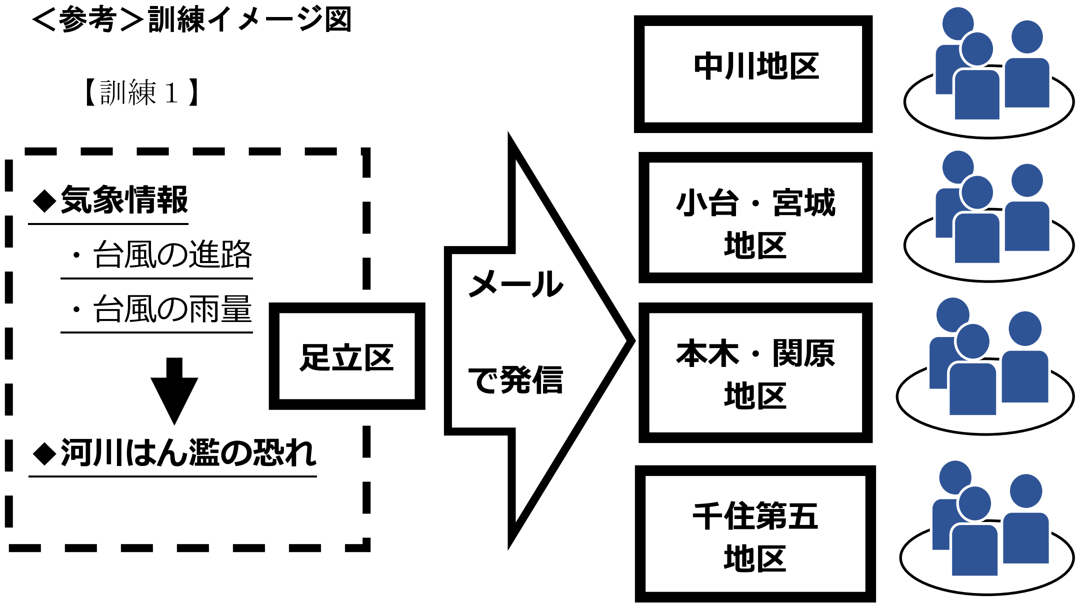

【訓練２】

３　対象地区及び訓練場所

対象地区	訓練場所	参加人数
中川地区	中川地域センター	１７人
小台・宮城地区	江南区民事務所	１７人
本木・関原地区	本木関原住区センター	２２人
千住第五地区	千住柳町住区センター	１８人

４　訓練を通して浮かび上がった問題点

（１）訓練１

　区に届け出のあったメールアドレスにメールを送ったが、受信者の設定条件により届かなかった方が数名いた（ＳＭＳに切り替えて伝達した）。

（２）訓練２

ア　通信回路・機器等の通信速度・安定性の問題、タブレット端末と外部出力機器、接続を行うコネクタ等の相性などの問題によって、音声が途切れたり映像が停止する等の一時的な通信障害が発生した。

イ　訓練の冒頭に訓練目的を参加者に説明したが、うまく伝わらず、各会場に派遣した区職員から内容の補足が必要になった。

ウ　各会場に集まって会議を行うのではなく、メールでコミュニティタイムラインを運用するきっかけとなる気象情報を載せた形で送信したらどうかとの意見があった。

５　改善策について

（１）区の YouTube チャンネルの活用、Ｗｅｂ会議の録画をアーカイブで公開するなど伝達手段を検討する。

（２）Ｗｅｂ会議を行う場合は、冒頭に各会場にいる区職員や委託業者から訓練目的や内容を説明する時間を設ける。

（３）メールに掲載する情報内容を検討する。

問題点 今後の方針	・　今回の訓練で顕在化した問題点をふまえ、令和５年度の訓練内容等を改善していく。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　　名	**【追加】地上デジタル放送波を活用した防災無線伝達〔ＩＰＤＣ技術〕の説明会について**
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課
内　　　容	地上デジタル放送波を活用した防災無線伝達〔ＩＰＤＣ技術〕の説明会について、次のとおり報告する。 **１　説明会内容（１月２６日、東京消防庁主催）** （１）概要説明（消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室） ・　今後ＩＰＤＣ技術を広めていく ・　導入自治体が最適な手段とできるよう整理する （２）技術ガイドライン説明（神戸市外国語大学教授） （３）導入事例説明（加古川市） （４）放送局による情報配信等説明（読売テレビ、テレビ信州） （５）ＩＰＤＣ技術による防災情報受信機のハード・ソフトウェアと運用課題（神戸市外国語大学教授） （６）受信機器ベンダーによる技術特徴説明（ＤＸアンテナ㈱） ※　総務省消防庁の立場としては、技術の情報提供であり、採用を要請するものではない。 **２　これまでの取り組み** <table><tr><td>令和３年度</td><td>・消防庁における地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段の技術ガイドライン策定及び実証実験 ・受信機等の標準仕様開発</td></tr><tr><td>令和４年度 （足立区）</td><td>・ＩＰＤＣ技術における運用と連携方策の調査検討 ・自治体と放送事業者との利用契約内容事項の整理 ・放送事業者の東京メトロポリタンテレビジョン㈱（東京ＭＸテレビ）より開発状況及び内容説明 ・実証実験に協力した江戸川区へヒアリング ・東京ＭＸテレビによる区長訪問</td></tr></table> **３　導入への課題** （１）放送局（東京ＭＸテレビ）の放送設備を利用することで、発信電波が問題なく区内に伝達できるか等の機能検証が必要 （２）受信機器業者の受信機器が、放送局の電波を受信する機能及び災害時情報伝達に求められる機能を有しているかの検証

	（３）区の財政負担への影響 （４）現在、参入する放送局が限られていることから、複数自治体同一放送局で複数自治体が同時に利用する場合を想定した適切な放送運用の確立 **４　課題解決に向けた今後の取り組み** 今後、ＩＰＤＣ技術の導入について課題解決のため以下の検討と確認を進める。 （１）放送局（東京ＭＸテレビ）との機能検証及び実証実験 （２）受信機器業者（ＤＸアンテナ㈱等）との機器の機能検証 （３）補助金の対象となる導入条件等の確認 （４）適切な放送運用について、参入放送局等がまだ少数であり、放送時の放送ルールを放送局等と確認する **５　その他の今後の取り組み** （１）消防庁の災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣からの助言 （２）適切な導入範囲及び対象者の精査と導入時期等について検討 （３）防災行政無線（既設設備）との連携の必要性の確認 **６　今後の想定スケジュール** <table><tr><td>令和４年度</td><td>・　導入に向けての課題整理 ・　東京ＭＸテレビとの実証実験及び調整</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>・　導入に向けての課題整理 ・　東京ＭＸテレビとの実証実験及び調整 ・　受信機器販売業者との機能検証及び調整 ・　消防庁のアドバイザー派遣</td></tr></table>
問　題　点 今後の方針	課題について引き続き検討を行い、効果的な技術を目指して精査し、導入の可否を検討する。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和５年３月１６日

件　　名	**【追加】防災無線テレホン案内の新電話番号について**
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課
内　　容	防災無線テレホン案内（テレドーム）が令和５年６月３０日で終了となるため、代替サービスとして㈱アルカディアのサービス（以下、「新サービス」という）を令和５年４月１日より利用することとしている。今回、このサービスで使用する電話番号が確定したので、次のとおり報告する。 **１　新サービスの概要** 災害時など防災無線の放送内容を、同時にたくさんの人に情報提供できるテレフォンサービス（提供事業者：㈱アルカディア） （１）運用開始　**令和５年４月１日から（予定）** ※　６月末までは現行サービスと並行運用 （２）電話番号　**050-5527-2305**（365 日 24 時間再生可能） ※　現行サービス（電話番号 0180－993366）は６月末で終了 （３）機能等 ア　いつでも冒頭から放送内容を聞くことが可能 イ　区独自の１，０００回線を確保 ウ　テキストデータから音声を自動作成する **２　区民周知方法及びスケジュール（予定）** 新たな電話番号の区民に向けての周知は、修正用シール（配布済マグネット用）を作成し配布する。また、あだち広報や区ＳＮＳ、各訓練、防災イベント、防災講演会を通じて周知する。 <table><tr><td>３月</td><td>修正用シール（配布済マグネット用）作成</td></tr><tr><td>４月</td><td>新サービス開始、現行サービス（0180-993366）と並行運用 区ＳＮＳを利用しての情報発信</td></tr><tr><td>５月</td><td>あだち広報（５月１０日号）災害特集記事にて番号変更について掲載 修正用シール（配布済マグネット用）を全戸配布</td></tr><tr><td>６月</td><td>月末にて現行サービスが終了</td></tr></table>
問　題　点 今後の方針	現行サービスの終了及び新サービスの開始に伴う電話番号の変更については、区民へ広く周知を行う。